東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言

全国知事会
東日本大震災復興協力本部

平成 23 年３月 11 日に発生し、死者・行方不明者・震災関連死約２万２千人、建築物の全半壊約 40 万戸に上る未曽有の被害をもたらした東日本大震災から約４年４か月が経過した。被災地では総力を挙げ、一日も早い復旧・復興に取り組んでおり、復旧・復興は着実に進みつつある。

国におかれては、復興交付金を始めとする所要財源の確保、各種事業の要件緩和、人的支援の充実、用地確保の促進措置など、地方からの様々な提言や要望を具体化していただいていることに心より御礼申し上げる。

しかしながら、未曽有の被害を受けた被災地の復興まちづくりや産業の再生は長期間を要するものであり、仮設住宅等で避難生活を送る被災者は約 20 万７千人に及んでいる。また、原子力災害に伴う避難指示区域の一部などでは、公共インフラの復旧や除染などが今なお進んでいない。一日も早く被災地の人々が住居や事業を再建し、地域のコミュニティを再生するために被災地方公共団体が行わなければならない事業は依然として膨大である。一方、東京電力株式会社（以下「東京電力」という）による福島第一原子力発電所の汚染水処理等に伴うトラブルの多発や損害賠償における不誠実な姿勢などが被災地の復旧・復興に悪影響を与えている。

このような困難な課題を乗り越えて復興を早期に成し遂げるためには、平成 27 年度までの集中復興期間後においても特例的な支援措置を継続するとともに、被災地の実情に即した思い切った対策を採ることが不可欠である。

国におかれては、本年６月に、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年６月 24 日復興推進会議決定）及び「平成 28 年度以降５年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年６月 30 日閣議決定）において、平成 28 年度から 32 年度までの５年間を復興・創生期間とし、特例的な財政支援措置を基本的に継続するとともに地方負担を一部導入することなどを決定したところである。

こうした状況を踏まえ、全国知事会では、国と被災地方公共団体等が一体となって復興を早期に成し遂げるために、東日本大震災復興協力本部が中心となって改めて国への提言を取りまとめた。

国においては、被災地が切実な思いで提出している提言・要望に誠実に対応するとともに、復興を早期に成し遂げるための緊急課題等である以下の事項について、速やかに実施するよう提言する。

1　東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

【提言のポイント】

○　東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束に向け、国が責任を持って廃炉に向けた取組の安全確保、汚染水対策、損害賠償、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理、風評被害の防止など原子力災害に起因する一切の問題を早期に解決すること。

○　東京電力による汚染水処理のトラブルや損害賠償の遅延などが復旧・復興の妨げとなっていることから、国が指導・監督責任を果たし、速やかに改善すること。

【課題等】

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、依然として多くの住民が避難を余儀なくされている中で、除染や放射性物質に汚染された廃棄物処理、損害賠償などの課題が山積しており、東京電力による汚染水処理においてはトラブルが依然として多発している。

当該発電所事故の責任は、最終的には監督者である国に帰せられるものである。原子力災害に起因する一切の問題を解決するため、国が前面に立って責任を果たし、確実に結果を出すことが不可欠である。

【個別の提言事項】

提言 1-1　東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組における安全の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故の完全収束に向け、汚染水全体の処理対策を含めた中長期ロードマップに基づく廃炉に向けた取組について、国が前面に立ち責任を持って安全かつ着実に進め、確実に結果を出すこと。

東京電力に対しては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講じるよう求めるとともに、その取組に対する指導・監督を一層強化すること。

提言 1-2　東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策の徹底

喫緊の課題である汚染水対策については、「汚染水問題に関する基本方針」、「廃炉・汚染水問題に対する追加対策」等に示された対策に、国が総力を挙げて国内外の英知を結集して取り組み、速やかに解決すること。

特に、東京電力がトラブルを依然として繰り返していることを深刻に受け止め、汚染された水の漏えいや海への流出、放射性物質の飛散などの防止に万全を期すべく、東京電力に対する指導・監督を一層強化すること。

提言 1-3　原子力損害賠償の完全実施

東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われるよう国としての責任を果たすこと。

国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。

あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで確実

に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に早急に明示すること。
　被害者に対して誠実かつ迅速な対応を行うよう東京電力を強力に指導し、被害者に多大な負担を強いている審査等事務の改善を速やかに行うこと。
　消滅時効への対応について、東京電力に対して、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないよう東京電力を指導すること。
　東京電力が避難指示区域の事業者に対する営業損害賠償を一方的に打ち切ったり、出荷制限指示や風評被害による対象産品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を控除しないよう指導すること。
　地方公共団体の損害に係る賠償については、住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等についても、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう東京電力を指導すること。

提言 1-4　国の責任の下での除染等の促進

　放射性物質の影響を受けた地域の除染については、市街地や住家周辺の生活環境はもとより、農地や農業用ダム・ため池及び森林に至るまで迅速かつ着実に行うこと。
　特に、避難解除等区域における住民帰還を早期に実現するためには、除染特別地域における直轄除染とインフラ復旧等を迅速かつ計画的に進める必要があることから、国は災害復旧事業等に先行した除染を実施すること。
　森林の除染については、森林内の放射性物質の動態変化など、これまでに集積されている知見に基づき、森林全体の除染の方針を速やかに決定し、実施に移すこと。
　仮保管を余儀なくされている除染に伴い発生した大量の除去土壌等については、早急に最終処分の方針を示すとともに、国が責任を持って主体的かつ迅速に最終処分先を確保すること。
　除染に要する費用については、除染に伴い毀損した財物の原状回復費用も含め、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速な支払いを行うこと。
　陸域での除染作業により生じる排水を適正に処理し、河川及び海洋に流出することがないよう国として万全の対策を講じること。

提言 1-5　放射性物質に汚染された廃棄物等の処理等の促進

　放射性物質により汚染された焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、建設・農林業系副産物等の廃棄物は、その濃度に関わらず、国が責任を持って処理施設を確保するなど迅速かつ適切な処理を進めること。
　特に、放射性物質の濃度が 8,000Bq/kg を超える指定廃棄物の最終処分場については、地域の意向を踏まえ、地元の合意を得た上で国が早急に整備・確保すること。
　また、指定廃棄物を国に引き渡すまでの間安全を確保するため、震災から４年が経過したことによるフレキシブルコンテナの経年劣化等への対応などの飛散防止対策や周辺環境への影響に係るモニタリングの強化等、各事業者等が適切に保管できるよう、国が対策を講じること。

8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分を円滑に進めるため、ごみ焼却施設の設備改修や最終処分場の新設及び拡張などに対する十分な財政支援を行うとともに、住民の理解と処理の促進が図られるよう、処理や再利用に係る基準値の設定根拠を含め安全性を明確に示すことや、現状を踏まえた放射性物質汚染対処特別措置法の見直しを行うなど、国が責任を十分に果たすこと。

用排水施設や河川の維持管理等で発生する汚染土砂は、放射性物質汚染対処特別措置法の対象外であるため、現実に処理できない状況にあるので、同法の対象とし、早急に処理や再利用等の基準を定めるとともに、国が責任を持って迅速かつ適切な処理を進めること。

これらの廃棄物等の保管や処理に要した費用について、今後発生するものも含め、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

提言 1-6　食品・低線量被ばくの健康影響等についての対策の強化

食品に含まれる放射性物質の基準値や低線量被ばくの健康影響について、国が正確な情報を国民に対して分かりやすく継続的に情報提供するとともに、事故以前の基準との違いを丁寧に説明し、放射線や放射性物質に対する理解を深めて国民の不安の解消に努めること。

環境中に放出された放射性物質等の影響について、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などに含まれる放射性物質や空間放射線量に関して総合的かつ長期的にモニタリングを実施すること。

低線量被ばくの健康影響にかかる不安の解消に努めるため、国において、対象者、対象地域などの必要な条件を設定し疫学的な調査を実施すること。

放射性物質の検査体制の整備・充実を図るため、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費、賠償請求のための事務費を含め、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。

提言 1-7　風評被害対策の強化

原子力災害により国内外に生じている広範な風評の払拭を確実に実現するため、農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実により、国内外への正確な情報の発信と安全性のＰＲを強化すること。

地方自治体、事業者等が実施する観光誘客事業や農林水産物、加工食品、工業製品等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組等の風評被害対策事業に対する支援を強化すること。

国産食品に対する諸外国の輸入規制の撤廃に向けて、政府間交渉の取組を強化すること。

事業者及び地方公共団体が行う放射性物質検査に係る費用は、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。

根拠のない風評によって住民生活や経済活動への悪影響や人権侵害が生じることのないよう普及啓発を継続的に実施すること。

提言 1-8　出荷制限解除の明確化等

出荷が制限されているすべての品目について、具体的な解除要件や解除に向けた手法を明示すること。

検体量の確保が困難な野生の山菜やきのこ、野生鳥獣の肉などについては、地方自治体等による実態に即した検査の結果を踏まえたより現実的な解除要件とするなど、柔軟に対応すること。

２　財政支援の継続、復興交付金や繰越手続の簡素化等

【提言のポイント】

○　被災地における復興まちづくりには長期間を要することから、平成 27 年６月に国の復興推進会議で決定された「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」に基づく特例的な財政支援を可能な限り拡充の上、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。

○　財政基盤の弱い被災地方公共団体や事業の進捗が遅れている被災地方公共団体に十分配慮した対応をとること。

**　また、平成 28 年度の予算編成については、被災地方公共団体の個別の状況や意見を踏まえて行うこと。**

○　福島県においては、原子力災害が継続中で復興まで長期を要することから、平成 28 年度の予算編成において「原子力事故災害に由来する復興事業」の範囲を最大限広く捉えるなど、更なる負担軽減を図ること。

○　復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の国が行う復旧・復興事業の必要な予算と体制を別枠で確保し、より一層の整備促進を図ること。

【課題等】

東日本大震災の被害の甚大さに鑑みて、復旧・復興事業においては国庫補助率のかさ上げや補助対象の拡大、復興交付金や震災復興特別交付税の創設など様々な財政支援措置が講じられているが、被災地の復旧・復興には長い年月を要するので、国の特例的な支援を継続することが必要である。

復興加速のためには、復興交付金の自由度向上、取崩型復興基金の拡充などにより地方のより主体的な取組を可能にすることが必要である。

被災地では資材や人件費の高騰による入札不調が続出し、繰越手続等の柔軟性の欠如が相俟って復旧・復興の進捗に深刻な悪影響を及ぼしており、抜本的な対策が不可欠である。

【個別の提言事項】

提言 2-1　特例的な財政支援と財源の確保

被災地における復興まちづくりには長期間を要することから、平成 27 年６月に国の復興推進会議で決定された「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」に基づく特例的な財政支援を可能な限り拡充の上、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。

また、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」において、一般会計等で対応する事業とされた事業であっても、復興のために不可欠な事業であることから、国は平成 28 年度

以降も引き続き必要な財源を確保すること。

平成 28 年度の予算編成における調整に委ねられた個別の事業については、それぞれの実情に応じた復興が遂げられるよう、被災地方公共団体の意見を反映することはもとより、確実に予算措置を行うこと。

復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ること。

被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、国庫補助負担金の一括交付や基金化を行うなど、各種手続をできる限り簡素化・効率化・迅速化すること。

被災地方公共団体の復興状況を勘案し、資材や人件費の高騰等による事業費の増加や事業の進捗により新たに必要となった事業についても、適切に支援すること。

避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。

提言2-2　被災地方公共団体の財政状況への配慮

震災により財政基盤が弱体化している上、既に補助対象以外を単独事業で補うなど、多額の負担を強いられている被災地方公共団体にとっては、僅かな負担といえども、今後予定されている事業への影響は計り知れない。また、被害規模が大きかった被災地方公共団体ほど事業の着手に時間を要している状況にあって、事業の進捗度合いで支援に違いが出てくることは、被災地方公共団体間の復興に格差が生じることにもなりかねないことから、今後、具体的な事業の進捗状況や財政状況の適切な把握に努め、財政基盤の弱い被災地方公共団体や事業の進捗が遅れている被災地方公共団体に十分配慮した対応をとること。

また、平成28年度の予算編成については、被災地方公共団体の個別の状況や意見を踏まえて行うこと。

提言2-3　原子力災害からの復興への配慮

原子力災害は大規模な自然災害にとどまらない極めて深刻かつ特殊な被害をもたらし、その影響は広範かつ長期に及ぶ特殊性を踏まえた対応が講じられることが重要であることから、引き続き、県及び市町村等の負担とならないよう、全面的な対応策を講じること。

特に福島県においては、廃炉・汚染水対策、除染・中間貯蔵施設への搬入、風評被害など、県全域で原子力災害が継続中であり、復興まで長期を要することから、平成28年度の予算編成において、「原子力事故災害に由来する復興事業」の範囲を最大限広く捉えるなど、更なる負担の軽減を図ること。

提言2-4　東日本大震災復興交付金制度の継続及び改善

復興の進展に伴って生じる新たな行政需要や課題に柔軟に対応できるよう、東日本大震災復興交付金制度を復旧・復興が完了するまでの間、継続すること。

基幹事業（５省40事業）や効果促進事業の一括配分の対象事業を拡大するとともに、被災地方公共団体による効果促進事業の自主的・主体的な活用や、原子力事故への対応が必要な内陸部の市町村による復興交付金の幅広い活用ができるようにするなど、真に使いやすい制度に改善し、柔軟な運用を図ること。

復興交付金事業計画に計上した事業については、地域の実情を踏まえて必要とするもので

あるので、所要額を確実に交付すること。
　すべての事業執行権限を復興庁に集約し、復興交付金事業計画の提出や申請等の手続の窓口を復興庁が担うだけではなく、復興交付金予算を復興庁から各府省へ付け替えることなく、復興庁がワンストップで申請受付から交付決定まで行うようにすること。

提言 2-5　取崩し型復興基金の追加交付等

　被災地のまちづくりの進捗に応じて住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興に向けた多様な事業に柔軟に活用できるよう、取崩し型復興基金を追加交付すること。
　また、復旧・復興のために造成された各種基金についても、復興の進捗状況を十分に踏まえつつ、その終期の延長や必要な積み増しを行うこと。
　支払が長期に及ぶ復興事業については、基金取り崩し後に負担とならないよう財政措置を講じること。

提言 2-6　社会資本整備総合交付金（復興枠）・農山漁村地域整備交付金（復興枠）等の確実な予算措置

　復興交付金の対象とならない復興事業が着実に実施できるよう、復興が完了するまでの間、社会資本整備総合交付金（復興枠）や農山漁村地域整備交付金（復興枠）等により確実な予算措置を講じること。

提言 2-7　国が行う復旧・復興事業の整備促進と全面的な財政支援の継続

　被災地の復興を牽引する復興道路及び復興支援道路、河川・海岸堤防や港湾等の国が行う復旧・復興事業について、必要な予算と体制を別枠で確保し、より一層の整備促進を図ること。

提言 2-8　復興交付金等の事務手続の簡素化の徹底、各種制約の緩和・撤廃等

　被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、復興交付金を始めとする補助金・交付金等の事務手続や提出書類の簡素化を更に進めること。
　また、復旧・復興を迅速に進めるため、原形復旧を原則としている復旧復興財源の制限撤廃、災害査定等の一連の事務手続の更なる簡素化・迅速化及び事業期間制限の緩和など、既存制度にとらわれない措置を講じること。

提言 2-9　復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用等

　復旧・復興を円滑に進めるため、事故繰越手続の簡素化など、事務手続の簡素化の措置を継続すること。
　繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化や各種手続の簡素化等を引き続き行うとともに、現在と同様の財政支援措置を講じること。

提言 2-10　「新しい東北」の推進

　復興推進委員会が提言した「新しい東北」が確実に実現できるよう、必要な予算や制度について措置すること。

３　被災地方公共団体に対する人的支援の強化

【提言のポイント】

○　被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化すること。

○　復旧・復興業務に従事する任期付職員を国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。

○　地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び震災対応のための職員採用の人件費等に対する震災復興特別交付税については、経費全額に対する財政措置を継続すること。

【課題等】

被災地方公共団体においては、市街地や産業の再生、被災者の生活再建や長期化する避難生活の支援、除染や原子力損害賠償、放射性物質に汚染された廃棄物の処理など、大震災前の予算規模をはるかに超える事業を実施しており、被災地方公共団体独自の職員採用や地方公共団体による広域的な人的支援によっても依然として人員不足が解消されていない。

とりわけ、土木・用地・税務・水産・保健など専門的知識を有するマンパワー不足は深刻であり、復旧・復興の足かせとなっており、国による人的支援の強化が不可欠である。

【個別の提言事項】

提言3-1　国による人的支援の強化等

被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化すること。

復旧・復興業務に従事する任期付職員を必要に応じて国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。

提言 3-2　人員派遣や職員採用の支援等

平成 28 年度以降についても、引き続きマンパワー不足が見込まれることから、全国の地方公共団体からの人員派遣、被災地方公共団体の職員採用に対する支援を継続すること。この場合、特定業務へのチーム派遣も検討すること。

職員の事務負担軽減のため、民間企業等への復興関連事業の業務委託を一層支援すること。

提言3-3　震災復興特別交付税による人件費等に対する財政措置の継続等

地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び東日本大震災への対応のために職員採用を行った場合の人件費等の経費に対する震災復興特別交付税については、復旧・復興を完全に果たすことができるまでの期間、経費全額に対する財政措置を確実に継続すること。

併せて、被災地方公共団体以外の地方公共団体が行う任期付職員の採用に係る経費及び派遣元で実施する研修等に係る経費に対する財政措置を行うこと。

また、国・独立行政法人や民間企業からの人的支援についても被災地方公共団体の負担が生じないよう配慮すること。

４　住宅再建・復興まちづくりの支援強化、鉄道復旧・道路整備の促進

【提言のポイント】

○　復興まちづくりを促進するため、住宅再建、防潮堤の整備、ＪＲ各線の復旧、道路の整備、液状化被害対策、用地取得手続の迅速化等への支援を強化すること。

○　国が行う防潮堤や復興道路等の整備、福島県における災害廃棄物処理を促進すること。

○　復旧・復興事業の入札不調続出を解消するため、資材・人材不足への効果的な対策、建設コストの高騰に対応した支援の継続・拡充を行うこと。

【課題等】

被災地の復興まちづくりの遅れは住民流出につながり、地域の再生が困難になってしまうことが懸念されている。このため、用地確保の迅速化を引き続き図るとともに、住宅再建、防災集団移転、防潮堤整備などを一日も早く完了することが必要である。

また、鉄道・道路の復旧・整備は地域再生のバックボーンとなるものであり、一層の支援強化が不可欠である。

【個別の提言事項】

提言 4-1　住宅再建促進の取組等に対する財政支援

復興まちづくりの取組を一層加速させるとともに、一日も早い住宅再建を支援することが可能となるよう被災市町村に対する十分な財政支援を行うこと。

提言 4-2　防災集団移転促進事業の要件の一層の緩和

市町村が被災した土地を買い取るための要件は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地に限定されているが、対象区域内のすべての土地が買取対象となるように要件を緩和すること。

提言 4-3　防潮堤の整備促進

集落再生に不可欠な防潮堤の整備を迅速に進めること。

とりわけ、漁港区域内の防潮堤の整備を促進するため、「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の予算を十分に確保すること。

提言4-4　被災による鉄道運休区間の早期復旧への支援

東日本大震災で被災したＪＲ各線の一部区間は現在も運休しているが、一日も早く復旧するよう十分な支援を行うこと。

特に、常磐線については、避難指示区域内での復旧が今後の最大の課題であり、早期に全線復旧できるよう原子力政策を推進してきた国が責任をもって、財源措置を含めて確実に促進とともに、単なる復旧にとどまらない基盤強化を検討すること。

また、復旧に当たりルート変更などが必要な場合は原状復旧に比べて事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道復旧を行う場合に増加する事業費については、国が全額を支援すること。

提言 4-5　復興道路等の整備の促進

三陸沿岸道路、東北中央自動車道（相馬福島道路）等の復興道路・復興支援道路の整備については、地域の再生のために極めて重要であるので、事業予算を十分に確保してできるかぎり早期に完成させること。

被災地域と避難先や内陸部の後方支援拠点基地等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であることから、社会資本整備総合交付金（復興枠）の予算枠を拡大し、復興事業が終了するまでの間、制度を継続すること。

提言 4-6　復旧・復興事業における資材・人材不足の解消及び建設コストの高騰への対応

復旧・復興事業の発注工事の入札不調の原因となっている資材不足及び建設業界等の人材不足について、効果的な対策を早期に講じるとともに、労務費や建設資材等の建設コストの高騰に対応した財政支援を継続・拡充すること。

提言 4-7　液状化被害への支援の強化

液状化による被害を受けた世帯に対する支援を強化すること。

液状化対策事業に取り組んでいる地方公共団体に対しては、対策工法の選定や住民同意の取得、工事の施工などに相当の期間を要していること、さらには事業費が極めて多額にのぼることなどの実情に十分に配慮のうえ、引き続き地方負担がゼロとなるよう長期的な支援を行うこと。

提言 4-8　特措法に基づく汚染廃棄物対策地域における廃棄物処理の促進

放射性物質汚染対処特措法に基づく対策地域における国による廃棄物処理を迅速かつ確実に実施するとともに、対策地域内の各市町村の状況を踏まえた処理スケジュールや終期目標を示し、帰還困難区域についても早期に処理方針を明確にして処理を推進すること。

また、対策地域において、住民帰還や事業再開のため排出される、住宅等修繕工事で生じた廃棄物や、長期放置により原材料や商品としての価値を失い廃棄せざるを得ない物品等については、原発事故により長期間立入制限されたために発生した廃棄物であるため、対策地域内廃棄物として国の責任により処理を行うこと。

提言 4-9　用地取得手続の迅速化

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 32 号）を円滑に活用するため、国と県との連携を一層強化すること。

また、被災市町村ではマンパワー不足が深刻な状況にあることから、被災市町村に対する司法書士の駐在派遣や用地加速化支援隊等による支援を一層強化すること。

５　産業の復興、雇用対策の促進

【提言のポイント】

○　被災地の復興を加速し住民の流出を防ぐため、地域の基幹的な産業の復興を促進するとともに、成長分野の新たな産業立地を強力に推進し、安定した雇用の確保を強化すること。

○　被災企業に対する各種助成制度等の大幅な拡充・要件緩和、被災企業の二重債務問題の早期解決を行うこと。

○　農地等の復旧・整備、水産業における漁業と流通・加工業の一体的な再生、農林水産業の６次産業化、観光振興、就業支援等を強化すること。

【課題等】

津波被害や原子力災害により壊滅的な被害を受けた被災地の農林水産業や商工・観光業などの事業者は各種支援措置を活用しながら事業の再生に努めているが、その多くが未だ大震災以前の水準まで回復していないのが実情である。

これらの主要産業が力強く復旧・復興を果たすことができるよう、これまでの枠組みを越えて事業者に対する支援を一層強化することが不可欠である。

また、被災者がふるさとを離れることなく就業できるよう「なりわい」の再生と新たな産業立地を促進し、きめ細かな就業支援を強化することが必要である。

【個別の提言事項】

提言 5-1　産業の復興加速、被災企業等への支援の強化等

被災地の復興を加速し住民の流出を防ぐため、地域の基幹的な産業の復興を促進するとともに、成長分野の新たな産業立地を強力に推進し、安定した雇用の確保を強化すること。

地域経済の未曽有の危機に対処するため、これまでの枠組みにとらわれず、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など支援を強化すること。

被災企業の二重債務問題については、その早期解決に向けて支援を強化すること。

農林水産業の６次産業化は、地域資源を活かして新たな雇用、所得を創出し被災地の早期復興に有効であるので、地方公共団体や事業者の取組に対する支援を強化すること。

提言 5-2　農林水産業の復旧・復興支援の強化

農林水産業の復旧・復興を促進するため、漁港・海岸保全施設・海岸防災林・農地・森林等の復旧・整備や復興のモデルとなる園芸団地の整備に必要な十分な予算を確保するとともに、補助事業等の要件緩和・手続簡素化など、復興状況等に応じた支援を強化・継続すること。

特に、水産業における漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や担い手の確保・育成、技術者等の派遣、被災海域における放流種苗の確保、関連業者の事業再開・経営再建と失われた販路の回復への支援を継続すること。また、福島県では原子力災害の影響により、漁船、共同利用施設、養殖施設、種苗生産施設の復旧が遅

れていることから、生産活動の回復が果たされるまでの間、漁業生産基盤整備等に対しての支援事業や種苗放流支援事業を継続すること。

用地の嵩上げと併せた水産加工施設の復旧・整備、漁場のがれきの将来にわたる撤去・処分についても、全額国庫負担により支援すること。

提言 5-3　中小企業の再建のための「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等の継続・拡充

中小企業の再建のための「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等については、今後の土地の嵩上げや区画整理の進捗、避難解除等区域への帰還に合わせて事業に着手する事業者も多数見込まれることから、平成 28 年度以降も引き続き制度を継続するとともに、十分に予算を確保すること。

提言 5-4　「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の充実

「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」については、被災地の企業立地及び雇用創出並びに商業機能の回復に有効であることから、今後とも基金の積み増しを行うとともに、被災地域の意見を踏まえて事業採択を柔軟に行い、沿岸部内陸部の区別なく現に復興が遅れている地域への企業立地や商業施設等の整備に対しても確実に交付されるよう、被災地における産業復興の実情に応じた本補助制度の期間延長と当該期間中の事業実施に十分な予算を確保すること。

提言 5-5　観光振興の強化

被災地及びその周辺の観光地への旅行を促進するため、被災地に関する正確な情報の発信、国内外の大規模な観光キャンペーンの継続的な実施、外国人旅行者増加のためのビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など、総合的な観光促進策を講じること。

提言 5-6　就業支援の強化、多様な雇用就業機会の創出への支援

「事業復興型雇用創出事業」及び「震災等対応雇用支援事業」については、より実効性のある事業とするため、事業期間・対象者の要件緩和を図るとともに、被災地の実情に応じ、基金財源の追加交付を行うこと。

「被災者雇用開発助成金」については、要件を緩和し、震災時から引き続き被災地域に居住している求職者すべてを対象労働者とすること。

地元就職を希望する新規高卒予定者の厳しい就職環境を踏まえ、求人の確保・拡大や被災地に考慮したきめ細かな就職支援を継続すること。

また、現在行われている民間企業での雇用を中心とした緊急雇用創出事業のほか、行政自ら雇用の場を提供する雇用開発事業、生活密着の事業を展開するコミュニティ・ビジネスの立ち上げ、被災者の起業支援など、被災者の状況や復旧・復興の段階に応じた多様な雇用就業機会の創出を支援すること。

提言 5-7　福島・国際研究産業都市（イノベーション･コースト）構想の推進

福島・国際研究産業都市構想については、原子力災害により失われた福島県浜通り地域の産業基盤や雇用のいわば災害復旧であるとともに、福島県の復興に不可欠な廃炉のためのロ

ボット技術等の確立に資するものである。２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを当面の目標とし、各プロジェクト（ロボットテストフィールド、国際産学連携拠点、スマート・エコパーク、エネルギー関連産業、農林水産業（スマート農業等））の着実な実施が図られるよう、構想の関連事業は、復興事業として位置付け、必要な財源を継続的かつ十分に確保するとともに、関係省庁一体となって対応すること。

６　避難者・被災者等に対する総合的な支援の強化、東日本大震災の風化防止

【提言のポイント】

○　被災者の生活再建や雇用確保等への総合的な支援を強化するとともに、避難者の早期帰還等を促進すること。

○　避難生活が長期化する中で、心身の健康や将来の不安など避難者が抱える課題に対応するため、相談や孤立防止などの取組に対する支援を強化すること。

○　国民健康保険、介護保険等に関する財政支援、子育て支援、医療・福祉提供体制の復旧・復興支援を強化すること。

【課題等】

依然として多くの住民が故郷を離れた避難先や仮設住宅等で先行きの見えない厳しい避難生活を余儀なくされ、避難生活が長期化している。こうした避難者・被災者に対しては、早期の帰還や生活再建に向けた総合的かつ継続的な支援を強化することが急務である。

応急仮設住宅の供与について終期が設定されたため、避難先での定住を希望する避難者に対しても、生活再建のための支援策を講じる必要がある。

被災地の再生のためには、地域医療・福祉や子育て支援など住民が安心して暮らせる環境を整備することが不可欠である。

東日本大震災の実情と教訓を今後とも風化させることなく正しく伝えていくことは、復興を国民全体で支え、防災意識を向上させる上で不可欠である。

【個別の提言事項】

提言 6-1　被災者の生活再建や長期化する避難生活に対する支援の強化、避難者の早期帰還の促進

地震･津波災害及び原子力災害による被災者の安定した生活の再建及び雇用の確保や事業の再建への総合的な支援を強化するとともに、「早期帰還・定住プラン」を着実に実行し、避難者の早期帰還等を促進すること。

避難先での定住を希望する避難者に対し、避難先での生活再建を円滑に進めるため、就業支援や住宅確保のための支援策を講じること。

避難生活が長期化する中、心身の健康や将来の不安など避難者が抱える課題が厳しさを増していることから、臨床心理士等の専門家の確保及び相談や孤立防止などの取組に対する支援を強化すること。

避難者の所在地を的確に把握できるようにするとともに、避難先がプレハブ仮設住宅か借上げ仮設住宅か、県内か県外か、自主避難か否かなどは問わず、必要とする生活支援を確実に受けられるようにすること。

被災者の福祉的サポート、健康支援、メンタルケア等を今後ともきめ細かく行うことができるよう被災者健康・生活支援総合交付金や緊急雇用創出事業臨時特例交付金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金等を拡充するとともに、平成28年度以降も財政支援を継続すること。

仮設住宅から恒久住宅への移行後も、被災高齢者が地域社会で自らの役割を見出し、能動的に社会参加するための生きがいづくりの仕組みの構築を支援すること。

被災入居者の高齢化に備え、災害復興公営住宅への若年世帯の入居や応急仮設住宅で形成されたコミュニティへの配慮、災害復興公営住宅における交流施設整備とボランティア等と連携した高齢者の見守り体制の構築について支援すること。

被災者に対するきめ細かな生活支援やコミュニティの再生に配慮した住民主体のまちづくりなどに関する民間専門家やＮＰＯ等による多様な支援活動を幅広く支援すること。

被災地方公共団体及び避難者を受け入れている地方公共団体の取組に対して十分な財政支援を行うこと。

提言 6-2　原子力災害により長期にわたり帰還困難となる避難者の支援

原子力災害により長期間にわたり帰還困難となる住民については、生活再建の見通しを明確に示すこと。

「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（原発避難者特例法）に基づく避難先自治体による避難者に係る事務の実施について、周知の徹底を図ること。

故郷に当分の間戻れない住民等が帰還できるまで居住する避難中の拠点を整備する際には、関係地方公共団体と十分協議し、雇用の確保も含めて国が責任を持って対応すること。

また、「子ども・被災者支援法」の対象地域からの自主避難者についても、避難指示区域からの避難者同様に、住宅の継続的な支援を行えるよう受入地方公共団体と協議の上、中長期での対応を検討すること。

提言 6-3　被災地の実態に合った子育て支援の強化

被災地の復興の力となる子ども達の健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

県外へ避難している子育て家庭は、家族を残したまま母子のみでの避難が多いなど精神的、経済的に厳しい状況に置かれていることを踏まえ、被災児童の保育料減免、就学援助など、経済的負担の軽減を図る財政支援を継続・強化すること。

提言 6-4　個人の二重債務解消に向けた支援

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立割合は、相談件数の２割と低調であり、住宅再建が進まない要因の一つとなっていることから、個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決に向け、現行制度の効果的な運用や法整備を含む新たな仕組みの構築など、国による積極的な対応を行うこと。

提言 6-5　医療・福祉提供体制の復旧・復興支援

原子力災害の影響の大きい福島県を始めとする被災地では、医療従事者や介護職員等の人材確保が困難であり、医療・福祉サービスの提供体制が危機的状況にあるため、効果的な人材確保対策を促進し、特例措置として全額国庫による処遇改善のための財政支援制度を新設すること。

医療復興に向けた取組が長期かつ広範囲にわたるため、地域医療再生臨時特例基金の設置期限を延長するとともに、基金の活用に当たっては弾力的な運用を認めること。

被災病院の再建に当たり、労務費や建設資材の高騰が、入札不調など復興事業の進捗に影響を及ぼしているため、建設コストの高騰に対応した財政支援を継続・拡充すること。

また、介護分野においては、被災地での安定的な介護人材の確保・定着を図るため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金が引き続き活用できるよう設置期間の延長と基金の積増等の財源措置を講じること。

復興需要の増加に伴い資材価格等の急騰が続いているため、被災した社会福祉施設等に対する災害復旧費国庫補助については、査定後の価格急騰に対応して補助額の増額が可能となるよう制度を見直すこと。

提言 6-6　被災者の国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等に係る一部負担金・保険料の減免に対する財政支援及び被災地方公共団体の財源の確保

被災者の国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等に係る一部負担金（利用者負担）の免除及び保険料（税）の減免に要した費用について、平成 24 年９月末までの特別の財政措置と同様の十分な財政支援を講じること。

避難指示等対象地域については、これらの全額免除に対する国の特別な財政支援を引き続き継続すること。

震災により、保険料（税）の大幅減収や医療費の増大など、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の安定的な運営が図られるよう、調整交付金の増額や国費による補填など、国による十分な財政支援措置を講じること。

提言 6-7　災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大等

応急仮設住宅に係る維持管理や補修、集約化に際し必要となる居住環境整備に要する経費など救助に要する経費のすべてを災害救助法に基づく救助の適用範囲とするとともに、救助の実施に必要となる事務経費のすべてを全額国庫負担の対象とするよう必要な財源の確保を行うこと。

プレハブ仮設住宅の集約化や民間賃貸住宅の再契約に対する貸主の不同意等による入居者の責めによらない転居に要する経費について、全額国による財政支援を行うこと。

用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去に要する経費についても国による財政支援を行うこと。

避難者の生活実態の変化に伴う応急仮設住宅の借り換え要望など、被災地のニーズに合わせて柔軟に対応できるようにすること。

提言 6-8　東日本大震災の教訓等の政府広報の強化、被災地ツーリズムの促進等

東日本大震災の記憶を国民全体で共有し後世に伝え、今後起こりうる広域災害の備えに活かすため、被害の実情や教訓、復旧・復興の過程でのノウハウ等を蓄積・整理し、防災意識を向上させるための政府広報を強化するなどの取組を推進すること。

震災遺構は自然災害に対する危機意識や防災意識を醸成する上で意義があるが、その保存の是非を判断するには被災者の気持ちの整理などに長期間を要するため、保存や撤去に対する財政支援を長期的に継続すること。

被災地でのボランティア活動や学校の修学旅行を始めとする被災地ツーリズム等を促進すること。

学校、家庭・地域、自治体等が一体となった防災教育を徹底できるよう支援し、東日本大震災の教訓を踏まえた実践的な避難訓練及び防災訓練を充実させること。

提言 6-9　被災地域の復興に向けた教育環境の整備への支援

被災地の児童生徒に対しては、それぞれの状況に応じたきめ細かな教育的支援や心のケアが必要であることから、各種支援を継続するとともに、地域の復興を支える人材育成のため、発達段階に応じた教育環境の整備を支援すること。

また、東日本大震災で被災した幼児児童生徒に対する長期的な就学支援を継続して実施すること。